

令和7年第5回大分市教育委員会会議録

1 日時 令和7年5月28日(水) 午後3時00分から午後4時20分まで

2 場所 大分市役所第2庁舎6階 教育委員室

3 出席者 教育長 栗井 明彦
一番委員 古城 一
二番委員 岡田 史絵
三番委員 廣津留 すみれ
四番委員 上杉 美穂子
五番委員 古賀 精治

4 出席事務局職員

教育部長	永田 謙吾
教育部教育監	野田 秀一
教育部次長兼社会教育課長	清水 篤
教育総務課長	中山 英人
学校教育課長	安部 桂司
児童生徒支援長	平田 敬二
学校施設課長	武藤 英二
体育保健課参事	三島 浩昭
人権教育推進課長	高橋 秀徳
文化財課長	安東 孝浩
大分市教育センター所長	赤峰 竜二
美術振興課長	野田 智佳
教育総務課参事	佐藤 靖寿

5 書記

教育総務課参事補	石川 仁美	教育総務課主査	和田 宏
教育総務課主任	金田 紗耶子		

6 傍聴人 2名

7 議題

(1) 議案

(教議第31号) 令和7年度6月補正予算について

(教議第32号) 大分市公民館使用料徴収条例等の一部改正について

(教議第33号) 工事請負契約の締結について

(教議第34号) 工事請負契約の締結について

(教報議第5号) 令和6年度補正予算(令和7年3月31日付市長専決)について

(教議第35号) 県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について

(教議第36号) 大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について

(教議第37号) 教育財産の用途廃止について

(教議第38号) 大分市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について

(2) 報告事項

(1) 令和7年度行政評価・実施計画について

(2) 教職員の時間外在校等時間の状況について

(3) 大分市教育施設整備保全計画の改訂について

(4) 大分市こどもの読書活動推進計画(第五次)の策定について

8 会議の概要

教育長 ただいまより、令和7年第5回大分市教育委員会を開会いたします。

(午後3時00分 開会)

教育長 本日は、傍聴者の方がいらっしゃるようですが、遵守事項に従って、静粛に傍聴いただきますようお願いいたします。

会議に先立ち本日の署名委員を二番委員、三番委員にお願いします。

それでは、ただいまより議案審議に入りますが、教議第31号「令和7年度6月補正予算について」から教報議第5号「令和6年度補正予算(令和7年3月31日付市長専決)について」につきましては、本委員会の意思形成過程の段階にある案件であり、現時点で外部に公表しますと誤解を招く恐れがあることから、また教議第35号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」につきましては、人事に関する案件であることから、審議を秘密会とすることを発議いたします。

賛成の方は挙手をお願いします。

全委員 (挙手)

教育長 全委員賛成と認め、教議第31号から教議第35号は秘密会とします。

残りの議案審議及び報告ののち、秘密会の議案審議を行うことといたしますが、よろしいでしょうか。

全委員 (了承)

教育長 それでは教議第36号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改正について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第36号「大分市立学校職員の給与の支給等に関する規則の一部改

正について」ご説明申し上げます。

改正内容の１点目は地方公務員法の一部改正に伴い、所要の改正をしようとするものです。

大分市立学校職員の給与に関する条例において、地方公務員法で定める職員が成年被後見人等に該当することにより失職した場合の期末・勤勉手当の支給に関する規定を置いていました。

令和元年の地方公務員法の改正により、職員が成年被後見人等に該当することによる失職の規定が削除されたことから、条例については「失職」などの文言を削除する改正を行いました。この規則についても今回同様の改正をしようとするものです。

改正内容の２点目は、刑法の一部改正に伴い、懲役と禁錮が廃止され、拘禁刑が創設されることから、所要の改正をしようとするものでございます。

懲役と禁錮の廃止及び拘禁刑の創設に伴う関係条例の改正につきましては、令和６年第１１回教育委員会で決定をいただいたのち、同年第４回市議会定例会に議案として提出し、議決されております。

今回は、条例と同様に規則で定める様式中において「禁錮」の文言があることから、これを「拘禁刑」へと改めようとするものでございます。以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 （なしとの声）

教育長 それでは採決いたします。教議第３６号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 （異議なしとの声）

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第３７号「教育財産の用途廃止について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第３７号「教育財産の用途廃止について」ご説明申し上げます。

本件は、旧東植田校区公民館として使用していた建物の用途廃止につい

てご決定をいただこうとするものでございます。

当該建物の今後の利活用でございますが、令和6年4月の取得以降、建物の一部を小学校の倉庫として使用しておりましたが、今後、給食調理場等の長寿命化を行う際の施工ヤードや、来客用駐車場として活用するため解体することとしております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第37号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教議第38号「大分市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼 教議第38号「大分市民図書館協議会委員の委嘱及び任命について」ご
社会教育課長 説明申し上げます。

本件は、大分市民図書館協議会委員の任期が5月末で満了となることから、次期協議会委員を委嘱及び任命いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

次期協議会委員9名のうち、公募による委員については、応募者8名から2名の委員を選考したところでございます。なお、委員の任期は、令和7年6月1日から令和9年5月31日までの2年間でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第38号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教報議第6号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

児童生徒支援課長 教報議第6号「大分市奨学生選考委員会委員の委嘱について」ご説明申し上げます。

本案は、大分市奨学生選考委員会委員につきまして、推薦団体における役員の改選に伴い、後任の委員を委嘱いたしたく、ご決定をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱いたします委員の任期は前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第6号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは次に、教報議第7号「大分市社会教育委員の委嘱及び任命について」を議題といたします。

教育長 事務局、説明をお願いします。

次長兼社会教育課長 教報議第7号「大分市社会教育委員の委嘱及び任命」についてご説明いたします。

本件は、大分市社会教育委員会委員の任期満了に伴い、新委員の委嘱及び任命を行いましたので、ご報告し、ご承認をいただこうとするものでございます。

なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、令和7年5月1日から令和9年4月30日までの2年間でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第7号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは次に、教報議第8号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」を議題といたします。

事務局、説明をお願いします。

次長兼
社会教育課長 教報議第8号「大分市公民館運営審議会委員の委嘱について」 ご説明申し上げます。

本件は、大分市公民館運営審議会委員につきまして、選出団体での役員交代などに伴い、後任の委員を令和7年5月1日付けで委嘱いたしましたので、承認を求めるものでございます。

なお、今回委嘱いたしました委員の任期は、前任者の残任期間となっております。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第8号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

それでは次に、報告事項の説明をお願いします。

教育総務課長 報告事項1点目「令和7年度行政評価・実施計画について」 ご報告申し上げます。

令和7年度の行政評価・実施計画の方針についてですが、大分市総合計画の進行管理を的確に行うため、PDCAサイクルに基づき、「選択と集中」「優先順位の最適化」を意識した検証を行うとともに、評価結果を効果的かつ効率的に予算編成等に反映させることができるよう、実施計画との一体的な運用を図ることとしております。

なお、5段落目にありますように、昨年10月に公表された「財政収支

の中期見通し」では、収支不足の累計は令和10年度末で94億円に達し、これを基金で対応する場合、令和10年度末における基金残高は33億円まで減少する見込みとなっており、引き続き厳しい財政運営を強いられることが予想されます。

そのため、教育委員会といたしましても、実施方針に基づいた「選択の集中」と「優先順位の最適化」を意識しながら行政評価と実施計画をまとめていきたいと考えております。

次に、今年度の行政評価・実施計画進行の具体的なスケジュールについてですが、各部局内にて事務事業評価等の一次評価を行い、作成した資料を6月27日までに企画課へ提出いたします。

その後、7月から8月にかけて、内部検討チームによる整理・集約が行われ、8月下旬から市長を統括者とする総合経営会議を開催し、二次評価を行います。

その後、9月の事務事業評価部会を得て10月上旬の総合経営会議にて実施計画を作成したのちに、客観的かつ公平な実施を確保するため、行政評価・行政改革推進委員会の意見を聴いた上で、来年度以降の予算へ反映することといたしております。

なお、行政評価・実施計画の作成において、昨年度に引き続き、教育委員の皆様からのご提案、アイデアをいただき、事務局内で十分検討させていただきたいと考えております。

提案書の様式と依頼文につきましては、先日送付させていただいておりますが、教育委員会の所管事業に対してご提案いただけるものがございましたら、6月5日までにご提出いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校教育課長

報告事項2点目「教職員の時間外在校等時間の状況について」ご報告申し上げます。

本市教育委員会では、学校における働き方改革の推進のため、文部科学

省が平成31年1月に策定した「公立学校の教師の勤務時間の上限に関するガイドライン」に基づき、令和2年3月に「大分市立学校の教育職員の在校等時間の上限に関する方針」を策定いたしました。

その中で1カ月の時間外在校等時間の上限を45時間以内、特別の事情がある場合は、連続する2～6カ月の各月の平均時間の上限を80時間以内と定めるとともに、教師に限られた時間の中で児童生徒の指導に、より専念できる体制を整えるため、これまで様々な取組を行い、学校における働き方改革の推進に努めているところであります。

「1. 時間外在校等時間の縮減に向けた主な取組」をご覧ください。上段はこれまでの主な教育委員会の取組について記載しております。

教育委員会の取組としましては、令和6年度の「オンライン型研修の推進」により、移動時間の短縮等、教職員の負担軽減につながったこと、また、今年度の「月4回以上の定時退勤日」については、これまでの第1、第3水曜日を含め、各学校において月4回以上の定時退勤日を設定する取組を開始しております。

また、夏季休業期間について、7月21日から8月31日までと延長しております。

次に学校独自の取組としましては、特に◇2つ目、「校長や教頭がその日の施錠時刻を始業時に全教職員に知らせる」ことにより、退勤時間までの業務の見通しがもてるようになり、効率的な業務につながったこと、また、◇4つ目、4月から5月における授業を4、5時間目までとするなど学期始めの授業時数の軽減を行い、新年度のスタートの準備の時間を確保したことなどの取組により、時間外在校等時間の縮減が図られております。

それでは、縮減の状況についてご説明いたします。このシートには、令和4年度から令和6年度までの大分市立学校の時間外在校等時間の月毎の平均時間と、一月当たりの時間外在校等時間を載せております。

それぞれ青色がついている月は、前年度と比較して時間外在校等時間が減少した月であります。

教職員の時間外在校等時間は年々、減少しており、令和6年度につつま

しては、令和5年度と比較して11月（つき）、一月あたりの平均で1時間56分減少した結果となっております。

10月の1月（つき）につきましては、研究授業等に向けた協議や準備、修学旅行に向けた取組等に時間を要していることや、小学校では運動会、中学校では文化発表会に向けた取組等に時間を要しており、時間外在校等時間の削減ができておりません。

「3. 時間外在校等時間の主な要因（過去3年間）」をご覧ください。
4月は年度始めに当たり、学校経営方針や児童生徒についての教職員間の共通理解や学級開きに向けての準備作業、校内の分掌における担当者会議等に時間を要しております。

また、5月、6月につきましては、教師の指導力を向上させるための研修の機会である研究授業が多く各学校で実施されており、協議や準備等に時間を要していることや、中学校では、体育大会に向けた取組や、期末試験に向けての試験問題の作成業務や試験対策の指導等に時間を要しております。

10月につきましても5月、6月同様、研究発表に向けた協議や準備、修学旅行を実施する学校も多いため、修学旅行に向けた準備や取組等、加えて小学校では運動会、中学校では文化発表会に向けた取組等に時間を要しております。

「4. 時間外在校等時間の状況」をご覧ください。

上のグラフは、令和元年度と令和6年度の「時間外在校等時間が45時間を超える教職員の割合」を、下のグラフは、「時間外在校等時間が80時間を超える教職員の割合」を示しております。

どちらのグラフも令和元年度と令和6年度を比較すると、3月以外は令和6年度の方が割合は低くなっており、教職員の長時間勤務の状況の改善が図られていると考えております。

なお、令和元年度の3月につきましては、新型コロナウイルス感染症拡大防止のための臨時休業を含む月となっております。

「5. 令和5、6年度における時間外在校等時間の内訳」をご覧ください。

令和5年度の課題といたしまして、教職員の中でも特に、教頭・副校長の時間外在校等時間が多いという実態がありましたが、令和6年度においても、教頭・副校長の時間外在校等時間が多いという実態が課題となっております。

中段の「教頭職の時間外在校等時間の平均時間」によりますと、年間を通じて全体的に時間外在校等時間は減少しておりますが、黄色にしております4月、5月、6月、10月におきましては、時間外在校等時間が多くなっております。

しかしながら、教頭職の「一月当たりの平均時間」によりますと、令和5年度から「24分」減少しております。

4月～6月は人事異動や新任者の対応、校務分掌や時間割、年間行事計画の最終調整など、新年度スタートの混乱を防ぐための準備が求められており、時間外在校等時間が多くなっております。

また、授業参観や計画訪問、校内研修など教頭が関与する重要行事が集中している現状もございます。特に、4月は新任・転任教頭は、80時間越えとなっております。

市教委といたしましては、教頭職の実務負担を軽減させるため、教頭会の代表と昨年度5回の意見交換の場をもち、その結果を基に、教頭職の業務改善に向けて、各種教育状況調査やアンケート等、依頼が必要な事項については、Microsoft FormsやTe-Comp@ssを活用することで負担軽減を図ったところでございます。

以上のように、昨年度の取組が時間外在校等時間の削減に一定の効果があつたものと考えております。

今後とも、引き続き業務改善を行い、各学校における年間標準時間数の見直しや教頭の負担軽減に向けた学校の施錠業務の見直し等、学校における働き方改革の推進に向けて取り組んでまいります。

また、今年度は、「大分市立学校における働き方改革推進計画(第三次)」を策定する予定でございます。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

教育長

一番委員

ご説明ありがとうございます。

私も教育委員に就任させていただいて以来、8年間もこの問題は民間側の動きをご報告しながらお願いをしているところです。毎年度のアクションが走行しておりまして、教職員さんの時間外が漸減しているのは大変喜ばしいことですし、関係各位の皆様の努力の賜物であるというふうに感謝を申し上げます。

一方、昨年一昨年もお伝えしたのですが、教頭、副校長、特に80時間以上の方は、昨年の段階でも必ず0を目指してくださいということでお伝えをしたのですが、なかなか減っていないというところは大変心配なところです。つきましては今からお伝えする2点について、是非お考えをいただきたいと思います。

まずは1点目が、やはり教頭、副校長さんの業務の棚卸しをしていただきたい。でなければまた来年度もこのような状況が続くやもと危惧をしています。特にこの80時間をオーバーしている12人の方々について、是非今一度、お願いしたいです。

2点目はお願いというか質問でもあるのですが、こういう長時間の教頭や副校長がいる学校の校長については、そこで評価が下がったりということもしないといけないのではないのでしょうか。校長先生が早く帰っているのに、教頭、副校長がこういう状況になるというのは、なんだかやるせないところですので、やはり校長先生の評価が連動しないと、なかなか0にはならないんじゃないかなと思います。

学校教育課長

1点目につきましては、数年前からそういったご提案、ご指摘をいただいているところでありますので、いま一度、棚卸しという部分で考えて参りたいと本当に思っております。

2点目につきましては今後の教頭職の時間外の削減に向けての可能性という部分をしっかりと我々も認識し、対応してまいりたいと思います。ありがとうございます。

一番委員

お願いします。

三番委員

そもそも施錠予定時刻というのは校長と教頭の裁量で自由に決められるものなのではないでしょうか。例えば施錠時刻を決めて、その後にもし部活が長

くなる場合は顧問に任せるということもフレキシブルに行っているのでしょうか。

学校教育課長

施錠時刻につきましては、今それぞれ各学校で、やはり時間外の削減という分も含めまして、事前にそれぞれの教職員と話をする中で退庁時間等を学校の中で決めたりしております。

そういった中での施錠時間の設定というようなところで決めているという現状があらうかと思っております。ですので、例えば学校一律で今日は18時に施錠しますというようなことではございません。

全部の小中学校ではなく、それぞれの学校によります。ただ、当然、学校の実情がいろいろとありますので、先ほども申しあげました実情に応じて施錠時刻を決めるというようなことになります。

更には、当然、定時退勤日等もありますので、その辺の時間設定につきましては、先生方のほうに共通理解をした上で、一斉施錠時刻を決めてということにならうかと思えます。

それから、それを超えるという部分につきましては、管理職という部分で最終的には教頭が施錠ということの責任を持つことになっておりますけれども、実際のところ、やはりその現状に合わせて、教員、時には校長がというような形で施錠になることもあらうかと思いますが、これにつきましても、1つ目の質問と重なる部分もあらうかと思いますが、事前に教員のほうから今日の最終時間の確認をする中で、教頭がその時間に合わせてということになっていくのかと思えます。以上でございます。

五番委員

これは45時間と80時間で切っておりますが、45時間から80時間もかなり幅がありますよね。かなり上のほうに固まっている人がまだいるのではないのでしょうか。

棚卸しの話がありましたが、それもしにくい人事配置というか、いろんな事情があるのだらうとは思いますが。教育委員会でもそうした難しい状況を把握されていると思いますが、どういった努力をされているのか教えていただけませんか。

学校教育課

人事配置につきましては、学校の状況を最大限に踏まえながら市全体を総合的に見ながら行ってまいります。以上でございます。

教育長 他にご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

学校施設課長 報告事項３点目「大分市教育施設整備保全計画の改訂について」ご報告いたします。

この計画は、平成２８年５月に策定されたもので、その後、令和３年５月に一度目の改訂を行っております。そして今回は、それに続く２回目の改訂となります。

「１．大分市教育施設整備保全計画」をご覧ください。大分市教育委員会では、教育施設の適正な管理を中長期的な視点で計画的に行い、限られた財源のなかで将来にわたって適切に維持管理ができるように、「大分市教育施設整備保全計画」を策定しています。

また、本計画は、上位計画を反映しつつ、教育環境の充実を図る取組となるよう、５年ごとの見直しを行っております。

続きまして、お手元の資料「２．課題」をご覧ください。まず１点目の課題ですが、本市の教育施設は、老朽化が進んでおり、多くの施設が同時期に大規模な改修を必要としています。

そのため、改修にかかる単年度あたりの財政負担が非常に大きくなることが想定されます。

次に２点目の課題です。大規模改修工事が重なることで、複数の工事を同時に発注しなければならないケースが出てきますが、現在の建設業界では人手不足が深刻で、同時期に複数入札を執行した場合、不調になる可能性があります。

そうすると、予定していた時期に工事が完了せず、施設の運営や教育活動に影響が出る恐れがあるという点も、課題と認識しています。

次に、「３．改訂の主なポイント」の１点目の「持続可能な教育施設のあり方」をご覧ください。先ほど申し上げたような課題を踏まえ、今後の教育施設のあり方については、児童生徒数や利用者数の推移、施設の規模、敷地の広さ、そして施設の運営状況など、さまざまな要素を総合的に勘案しながら、持続可能な教育施設のあり方を検討してまいります。

2点目「長寿命化改修方法の改善」をご覧ください。本市の多くの教育施設が老朽化の時期を迎えておりますが、すべての施設で一律に従来どおりの長寿命化改修を行うことは現実的ではなく、計画どおりに工事が進まないリスクも想定されます。

そこで、限られた財源の中で、より多くの施設に老朽化対策を実施するために、効率的な改修の仕様や工法についても検討を進めていきます。

続きまして、資料右上の「4. 計画の位置づけ」をご覧ください。本計画は、大分市総合計画の下位にある大分市公共施設等総合管理計画を上位計画とし、その方針との整合を図りながら進めてまいります。

「5. 推進体制」をご覧ください。本計画の推進にあたっては、教育委員会関係課と本市における公共施設の更新、長寿命化等の推進を担当する公共施設マネジメント推進室と連携し、庁内に検討委員会を設置して、協議・検討を進めてまいります。

また、教育委員会や議会に対しても、適宜報告を行ってまいります。

「6. スケジュール」をご覧ください。令和7年6月より庁内検討委員会での検討を開始し、年内に方針を取りまとめます。

その後、パブリックコメントを予定し、令和8年5月の完成を目指します。

以上でございます。

教育長

ご質問などございませんか。

全委員

(なしとの声)

教育長

それでは、次の報告事項の説明をお願いします。

次長兼

社会教育課長

報告事項4点目「大分市こどもの読書活動推進計画（第五次）の策定について」ご説明申し上げます。

平成13年に成立した「子どもの読書活動の推進に関する法律」第2条（基本理念）において、「子どもの読書活動は、子どもが、言葉を学び、感性を磨き、表現力を高め、創造力を豊かなものにし、人生をより深く生きる力を身につけていく上で欠くことのできないものであることにかんがみ、すべての子どもがあらゆる機会とあらゆる場所において自主的に読書活動を行うことができるよう、積極的にそのための環境の整備が推進され

なければならない。」と明記されております。

国や県におきましては、それぞれこどもの読書に関する推進計画を第五次まで策定して取組んでおり、本市におきましても、こうした国や県の動向を踏まえ、２０２１（令和３）年に策定しました「大分市こどもの読書活動推進計画（第四次）」における取組の成果と課題、および情勢の変化等を検証したうえで、２０２６（令和８）年度を初年度とする「大分市こどもの読書活動推進計画（第五次）」を策定したいと考えております。

本計画は、これまでと同様、こどもの読書活動のさらなる推進のための向こう５年間にわたる施策の基本的方針と具体的な方策を明らかにするものでございます。

庁内組織での議論はもとより、有識者等で構成・設置する「大分市こどもの読書活動推進計画策定委員会」、パブリックコメントを通じてのご意見、ご提言もいただきながら策定する予定でございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 （なしとの声）

教育長 それでは次に、教議第３１号「令和７年度６月補正予算について」を議題といたします。

教育長 なお、これより秘密会の議案審議となります。傍聴の方はご退席ください。

事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 議案説明の前に議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

教議第３１号「令和７年度６月補正予算について」ご説明申し上げます。

今回は、繰越明許費に係る補正が１件あり、令和８年度に予算を繰り越し、事業を実施しようとするもので、本委員会でご決定いただき、ご決定の上は、第２回市議会定例会にて、審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などありませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教議第３１号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

 それでは引き続き、教議第３２号「大分市公民館使用料徴収条例等の一部改正について」を議題といたします。

 事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教議第３２号「大分市公民館使用料徴収条例等の一部改正について」ご説明申し上げます。

 今回の条例改正にあたっては、令和７年３月に公表された「大分市公共施設料算定基準」を基にしておりますことから、その概要をご説明します。

 まずは本市の課題と基準策定の目的でございますが、本市では昭和３９年の新産都指定以来、人口の急増に伴い学校、市営住宅をはじめとする公共建築物や、道路、橋りょう（きょうりょう）等のインフラ資産を整備してまいりましたが、その多くは整備後３０年以上経過しておりますことから、今後は維持管理、修繕費に施設更新経費も加えた「管理運営経費」の増大が見込まれる中、使用料だけでは全ての経費をまかなえておらず、不足分は市税などの税金により負担をしている状況でございます。

 一方で、施設使用料の設定にあたっては、現行では統一的な設定基準を設けておらず、施設ごとにそれぞれの考え方に基づいた使用料としております。

 そこで、令和７年３月に公表した算定基準により、使用料算定の基本方針を「受益者負担の原則」、「使用料算定方法の明確化」、「定期的な使用料の見直し」として整理し、市全体としての統一的な基準による使用料の見直しを図ることとしております。

 まずは基本的な考え方ですが、公共施設を維持していくための経費として（１）管理運営経費、（２）建設時、大規模改修時のいわゆる投資的経

費、（３）災害時の現況復帰にかかる臨時的経費の三つに分類します。

このうちの（１）管理運営経費を施設利用者に求める「使用料の原価」とします。そこから、施設の設置目的や行政サービスの応じて設定する受益者負担割合を乗じて新たな使用料を算定します。

まずは設定にあたっての考え方ですが、二つ目にあるように公共施設の設置背景や目的、提供するサービス内容を踏まえて、（１）公的関与の必要性和（２）収益的可能性の二つの側面から仕分けを行います。

公的関与の必要性とは、施設の性格に対して市がどこまで関与する必要があるかの度合いであり、収益的可能性とは、施設種別ごと収入額と支出額をもとにした収益率による分類となります。

教育委員会所管の施設では、公的関与の必要性は「Ⅱ 普通」に、収益的可能性では「B 普通」または「C 低い」に分類されます。

本委員会でご決定をいただきご決定の上は、令和 7 年第 2 回定例会にて審議・決定をいただこうとするものでございます。

以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

一番委員 他の市町村もこのように受益者負担の割合を改定していく動きがあるのでしょうか。

教育総務課長 今回の公共施設使用料等算定基準の策定は市長部局が行っており、他都市の状況については把握できておりません。ですが、これまで施設ごとに料金の基準がばらばらであったものを、市として統一的な基準に基づいた算定根拠を整理した基準を策定しております。

三番委員 そのものの課題としては運営経費を賄うためとのことですが、施設によっては使用料が下がったところもあるように見受けられます。それでも全体的には管理運営費に充てられる収入は増加するということでしょうか。

教育総務課長 入場者数が令和 5 年度と変わらないと想定した場合、料金改定後の市全体の収入としては 1 億円程度の増収を見込んでおります。

教育長 施設ごとの利用者数についての資料はありませんか。教育委員会所管の施設のなかで、利用者数が多いのはどの施設になるのでしょうか。体育館でしょうか。

教育総務課長 利用者数の資料は今手もとにはございませんが、やはり学校施設の関係の利用者数が多いのではないかと思います。

五番委員 体育館については使用時間が記載されていないが、これは1時間あたりの料金ということでしょうか。のつはる少年自然の家などは1人1泊などと書いていますが。

教育総務課長 体育館については、1時間あたりの料金です。

五番委員 さまざまな理由から料金改定を行うのだと思いますが、改定幅がかなり大きな施設もあります。大幅に価格があがる施設については、そのために利用者が少なくなる可能性もあるのではないのでしょうか。料金改定による入場者数への影響についてはどのように見込んでいるのでしょうか。

教育総務課長 「性質別受益者負担割合」という表では、教育委員会の施設についてはBⅡ、CⅡに分類されており、受益者負担割合は50%～75%と幅を持たせているかたちになります。このなかで金額が決められていくのですが、その際には他都市や民間の類似施設の状況を考慮して料金を決定しています。

一番委員 公共の施設ですので、説明責任というところでは他都市の状況もそうですが、使用頻度の高い施設の現状や今後の見通しについての情報もあったほうがよいのではないのでしょうか。

教育総務課長 わかりました。

教育長 それでは採決いたします。教議第32号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

 それでは次に、教議第33号「工事請負契約の締結について」を議題といたしますが、教議第33号から教議第34号につきましては、関連がありますことから、説明を一括して行いたいと思いますが、よろしいでしょうか。

全委員 (了承)

教育長 それでは事務局、説明をお願いします。

学校施設課長 教議第33号から教議第34号「工事請負契約の締結について」一括し

てご説明申し上げます。

いずれも築40年を経過している荏隈小学校、別保小学校の屋内運動場について、「大分市教育施設整備保全計画」に基づき、長寿命化改修を行うものでございます。

工事の概要でございますが、長寿命化改修とは建物の躯体以外をすべて解体し、骨組みの状態にしたうえで、既存の構造躯体を利用して全面改修を行うものであります。

また、整備の内容につきましては、床は柔らかく安全なクッション性のある素材を採用しており、防災備蓄収納スペースの確保、さらに設備面においては空調やシャワー室、多目的トイレを整備するなど避難所としての防災機能の充実も図ったものとなっております。

まず、荏隈小学校の屋内運動場につきましては昭和56年4月に建設され、延べ面積は886㎡であり、8.9㎡の増築工事を行います。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は2億3,847万7,800円、豊國建設株式会社と令和7年5月8日付で仮契約を締結いたしました。

工事の完成は、令和8年2月27日を予定しており、令和8年3月より供用開始の予定でございます。

別保小学校の屋内運動場につきましては昭和59年1月に建設され、延べ面積は886㎡です。

契約の方法は一般競争入札で、契約金額は2億1,893万2,032円、ANA I 株式会社と令和7年5月8日付で仮契約を締結いたしました。工事の完成は、令和8年2月28日を予定しており、令和8年3月より供用開始の予定でございます。

以上2案につきましては、本委員会でご決定をいただきご決定の上は、令和7年第2回市議会定例会での審議・議決を経て、本契約を行い、7月からの工事着手を予定しております。

以上でございます。

ご質問などございませんか。

(なしとの声)

それでは、議案ごとに採決してまいります。教議第33号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

教育長 (異議なしとの声)

全委員 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり決定されました。

教育長 次に、教議第34号は原案のとおり決定することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、翻案は原案のとおり決定されました。

それでは次に、教報議第5号「令和6年度補正予算（令和7年3月31日付市長専決）について」を議題といたします。

教育長 事務局、説明をお願いします。

教育総務課長 教報議第5号「令和6年度補正予算（令和7年3月31日付市長専決）について」 ご説明申し上げます。

この補正予算に係る専決処分につきましては、国庫補助事業などの補助金の額の確定に伴う事業費の確定や、決算見込額の精査などにより、一般財源の未執行額を把握することによって、年度末において財務上の予算調整を行うことを目的に、市長が年度末に処分を行い、令和7年第2回市議会定例会において承認を受けようとするものでございます。

今回、教育委員会所管分では、予算の補正と事業を翌年度に繰り越しをする繰越明許費の追加がございました。

まずは予算の補正について、ご説明申し上げます。なお、数値については概数で申し上げます。

まず、10款教育費全体の補正額は△4億3,100万円となり、補正後の額は222億9,100万円となったところでございます。

そのうち教育委員会所管分の補正額は△3億9,100万円で、補正後の額は206億6,900万円となったところでございます。補正理由につきましては、全て事業費の確定による調整でございます。

次に、補正の概要についてご説明します。

2項 小学校費につきましては、「就学援助事業」において△4,000万円を計上しております。

3項 中学校費につきましては、「中学校施設整備保全事業」において△7,000万円を計上しております。

5項 社会教育費につきましては、「埋蔵文化財発掘調査受託事業」、「地区公民館施設整備事業」、「少年自然の家施設整備事業」などで、あわせて△2億100万円を計上しております。

6項 保健体育費につきましては、「学校給食管理事業」、「学校給食費徴収管理事業」で、あわせて△8,000万円を計上しております。

次に、繰越明許費の追加 ですが、5項社会教育費において2件ございます。上段の文化財保護一般事業において、天候不良に伴い、帆足本家酒造蔵外壁等補修工事の一部工程において想定以上の日数を要し、年度内の履行が困難となったことから繰り越すものでございます。

下段の大友氏遺跡保存整備事業において、用地購入や補償の交渉に不測の日数を要し、年度内の履行が困難となったことから繰り越すものでございます。

以上のことにつきまして、本委員会でご承認いただいた上で、令和7年第2回市議会定例会での承認をいただこうとするものでございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 それでは採決いたします。教報議第5号は原案のとおり承認することにご異議ありませんか。

全委員 (異議なしとの声)

教育長 ご異議なしと認め、本案は原案のとおり承認されました。

教育委員の皆様より、他に何かございませんか。

それでは次に、教議第35号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」を議題といたします。

教育総務課長 教議第35号は、人事に関する案件でありますことから、審議に入る前に、説明者以外の事務局職員の退室をさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

また、議案書をお配りしたいのですがよろしいでしょうか。

教育長 どうぞ。

学校教育課長 教議第35号「県費負担教職員の人事管理上の矯正措置について」ご説明申し上げます。

(議案審議の結果、教議第35号は原案のとおり決定する。)

教育長 それでは、お配りした議案書等を回収させていただきます。

以上で本日予定されていた議題は終了となりますが、他に何かございませんか。

美術振興課長 美術館常設展示室3の空調の故障についてでございます。

先週5月21日に発生しました湿度異常につきましては、空調機器における温水の流量を調整する二方弁の動作不良が原因と判明いたしました。

二方弁の部品調達には、2～3週間を要し、部品交換後に、常設展示室3の温湿度の安定が確認できた上で、展示作業を行い、6月中には再開する見通しとなっております。以上でございます。

教育長 ご質問などございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育総務課長 6月の教育委員会等の日程につきまして調整をお願いいたします。6月25日水曜日午後1時半より定例教育委員会を開催いたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

全委員 (了承)

教育長 他に何かございませんか。

全委員 (なしとの声)

教育長 これをもちまして、本日の会議を閉会いたします。

(午後4時20分 閉会)

大分市教育委員会会議規則第14条第2項の規定により、ここに署名する。

教育長

栗井 明彦

二番委員

岡田 史条会

三番委員

廣津留 すみれ